

振り込め詐欺被害防止のための

自動通話録音装置を

無料

で貸し出します



安心

申請受付期間

平成29年8月21日(月)～9月15日(金)



さいたま市

さいたま市自動通話録音装置貸出事業実施要綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、市内のひとりぐらし高齢者や高齢者世帯のほか、日中高齢者のみとなる世帯等に対し、自動通話録音装置（以下「装置」という。）を貸与し、警告メッセージにより高齢者への詐欺その他の消費者被害を未然に防止し、被害の低減を図ることを目的とする。

(対象世帯)

- 第 2 条 本事業の対象世帯は、次のいずれかに該当する世帯とする。
- (1) 世帯員全員が、65歳以上の者（以下「高齢者」という。）である世帯
 - (2) 日中において、在宅の世帯員が高齢者のみであることが常態である世帯
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める世帯

(利用の申請及び決定)

- 第 3 条 装置を利用しようとする対象世帯の世帯員は、自動通話録音装置利用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により申請があった場合は、前条に定める対象世帯に該当するか否かの判断を行い、装置を利用する世帯を決定し、自動通話録音装置利用承認（不承認）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
ただし、利用しようとする世帯の数が装置の貸出予定台数を超える場合においては、抽選により装置を利用する世帯を決定するものとする。
 - 3 市長は、装置を利用する世帯について、自動通話録音装置利用者台帳を作成し、保管するものとする。

(装置の貸与)

- 第 4 条 市長は、前条第2項の規定により、装置の利用承認の通知を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、次の装置を貸与する。
- (1) 自動通話録音装置本体
 - (2) 電話機接続用モジュラーケーブル
- 2 貸与の期間は、設置日から平成30年3月31日までとする。
ただし、利用者が継続して装置の利用を希望する場合は、設置日から5年間を限度として貸与することができるものとする。
- 3 貸与する装置は、利用者の世帯につき1台とする。

(装置の管理)

- 第 5 条 利用者は、貸与された装置を善良な管理者としての注意義務をもって使用しなければならない。
- 2 利用者は、貸与された装置を譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。
 - 3 利用者は、貸与された装置を損傷した場合は、直ちに市長に届け出なければならない。

(録音等データの取扱い)

- 第 6 条 利用上装置に保存された録音その他のデータの所有権は、利用者に帰属する。
ただし、市長が必要と認める場合には、利用者の同意の上、録音その他のデータの提供に協力するものとする。

(緊急通報先)

- 第 7 条 装置の緊急通報システム機能の利用に際し、利用者は、緊急通報先の了解を得て装置に登録するものとする。

(変更の届出)

- 第 8 条 利用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに自動通話録音装置変更届出書（様式第3号）により、市長に届け出るものとする。
- (1) 利用者の住所又は電話番号に変更があったとき。
 - (2) 第2条に定める対象世帯に該当しなくなったとき。

(利用の取消し及び装置の返還)

- 第 9 条 市長は、装置を利用する世帯が次の各号のいずれかに該当したときは、自動通話録音装置利用取消通知書（様式第4号）により、利用承認の取消しを通知し、貸与した装置を返還させるものとする。
- (1) 第2条に定める対象世帯に該当しないと認められるとき。
 - (2) この要綱の規定に違反したとき。
 - (3) 利用者から利用の取消しの申出があったとき。

(費用負担)

- 第 10 条 利用者は、装置の利用に要する経費のうち、次の各号に掲げる費用を負担するものとする。
- (1) 装置の修繕料（保証期間中に保証される修繕を除く。）
 - (2) 装置利用にかかる電気料

(市への協力)

- 第 11 条 利用者は、第1条に掲げる目的の達成に必要な限度において、市からアンケート調査等の依頼があった場合は、協力するものとする。

(そ の 他)

- 第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。